

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

【公募要領】

(受付期間)

受付開始：令和7年2月6日（木）

受付締切：令和7年3月14日（金）12:00 [締切厳守]

- ◇申請書類は、観光庁ウェブサイト又は特設ウェブサイト（令和7年2月中旬開設予定）の申請フォームよりご提出ください。
やむを得ない理由により申請フォームからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問い合わせ先)

- ◇地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業事務局

T E L : 03 - 5447 - 7980

- ◇事務局の対応時間は、10:00～17:00（土日祝日を除く。）となります。本公募要領、観光庁ウェブサイト、特設ウェブサイト（令和7年2月中旬開設予定）に掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。なお、観光庁ウェブサイト及び特設ウェブサイト（令和7年2月中旬開設予定）にてFAQを掲載いたしますのでご一読ください。

【目次】

I. 本事業の目的と内容.....	2
1. 本事業の目的.....	2
2. 本事業の流れ.....	2
II. 補助事業者及び補助内容等.....	5
1. 補助事業者の要件.....	5
2-1. 補助内容.....	5
2-2. 補助額.....	7
III. 申請手続.....	9
IV. 補助事業者の採択.....	10
V. その他、重要説明事項.....	11

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

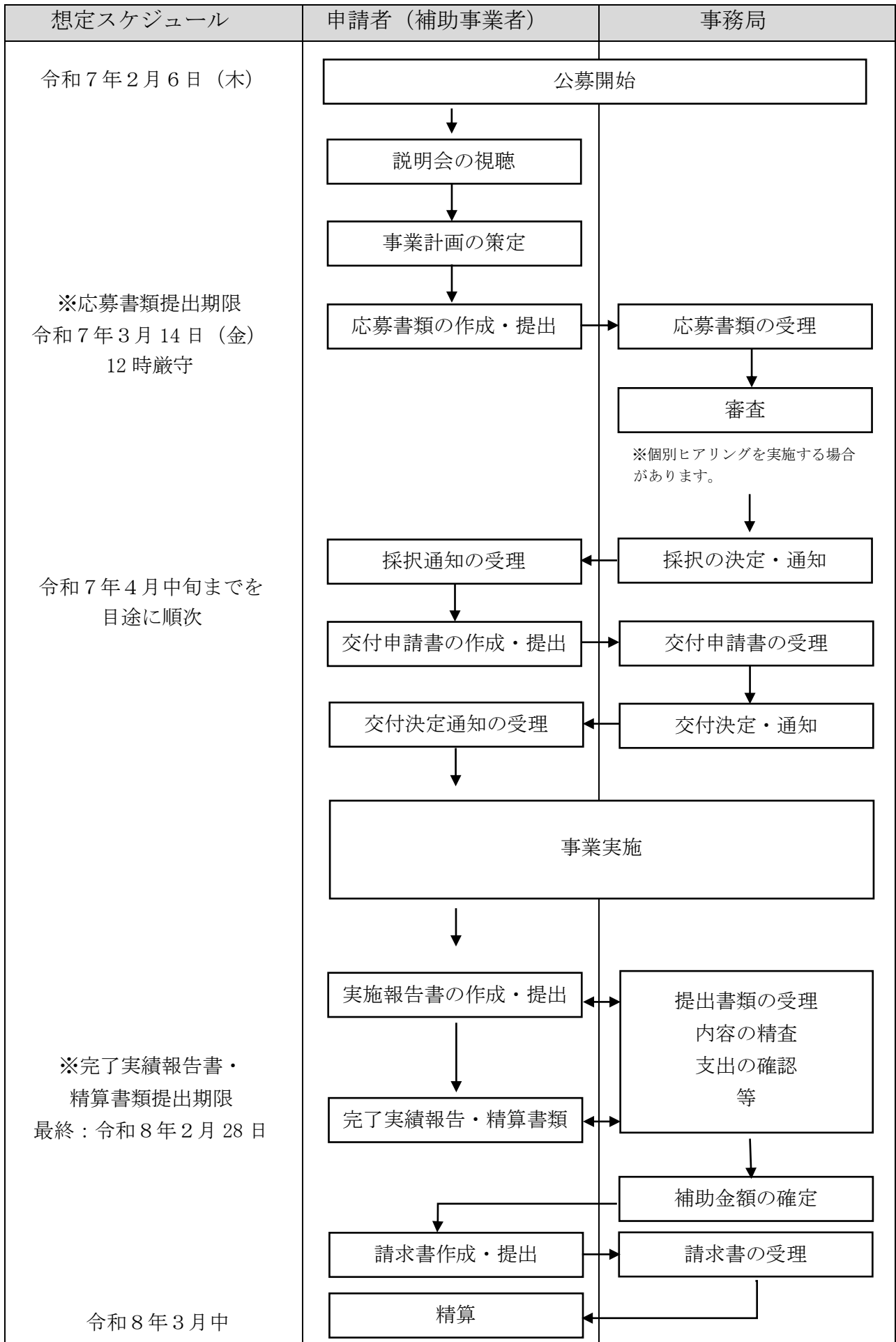
本事業は、地域においてより効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品の造成から販路開拓まで一貫した支援を集中的に実施することで、地方創生の実現を目指すものです。

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 応募にあたっては、本公募要領をよくご確認の上、指定の申請フォーム及び事業計画書を含む、応募書類一式をご提出ください。なお、令和7年2月13日14時から本事業のオンライン説明会を実施し、後日動画を観光庁ウェブサイトに掲載いたしますので、併せてご確認ください。ご提出頂いた応募書類一式に使用した内容（画像含む）の著作権は観光庁に帰属することとします。また、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。
- (2) 提出書類に基づき、事務局及び有識者を含む委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。審査にあたっては、必要に応じて、事務局から申請事業者に対してヒアリングを実施します。審査の結果、申請内容の一部のみが採択される場合や条件付きでの採択となる場合があります。
- (3) 採択の通知を受けた申請事業者（以下「補助事業者」という。）には、事務局からの指示に基づき、採択額の範囲で事業計画書等を修正し、交付申請書とともに提出していただきます。
- (4) 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (5) 補助事業者は、策定した事業計画書に基づき事務局の支援を受けながら事業を実施します。万が一事業計画書の記載内容に変更が生じる場合には、必ず事前に事務局に連絡の上、交付要綱等に定める変更に係る手続を行ってください。
- (6) 補助事業者は、事業の準備状況や進捗等を定期的に補助事業者専用ポータルサイトにて報告していただきます。現地調査も行いますので、受入体制を整えてください。
- (7) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書に交付要綱等に定める書類を添えて報告しなければなりません。事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金の額が確定します。

(8) 本事業実施後、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行いますので、
求めに応じて対応してください。



Ⅱ. 補助事業者及び補助内容等

1. 補助事業者の要件

以下の者が本補助金の対象です。

- ・ 地方公共団体、独立行政法人、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

2-1. 補助内容

以下（1）～（4）の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とします。

（1）造成に係る要件

インバウンド向けに、以下類型①～③のいずれかを満たす特別性のある体験商品造成であること。なお、以下の類型①～③を組み合わせた体験商品造成も可。

なお、実施地域の自治体等の連携先と、事業実施に係る合意形成の上申請してください。

<類型>

【①プレミアム型】

特別な機会を活用したより高単価な体験商品であるもの

【②コト消費×モノ消費型】

希少性の高い体験コンテンツ（コト消費）と高付加価値な地域産品・工芸品等の購入（モノ消費）を組み合わせた体験商品であり、地域への高い経済波及効果が期待されるもの

【③規制改革型】

未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、造成される高単価な特別体験商品であるもの

<類型のイメージ例>

あくまでイメージ例であり、以下に限定されるわけではありません。

【①プレミアム型】

- ・ インバウンドが多数来訪する国際スポーツ大会や地域の伝統行事等に際しての特別観覧席での観覧や特別な人物（著名なアスリート等）との交流機会、バックヤードツアー等
- ・ 特別な人物（人間国宝・著名なアスリート等）から直接指導を受ける等、通常では得られない体験の提供
- ・ 地域コミュニティの構成員だけが参加する祭礼に特別に参加できる等、唯一無二の体験の提供

- ・文化施設鑑賞にあたり、施設を貸し切って、その分野に精通した専門家から特別解説を受ける等により、体験の価値を高めたもの
- ・プライベートな時間を提供する特別な移動手段の活用（ハイヤー、クルーザー、ヘリコプター等）

【②コト消費×モノ消費型】

- ・国際的に活躍する芸術家の創作現場やアートイベントの見学・交流機会と作品購入機会や地域周遊コンテンツを組み合わせ提供するもの
- ・著名な伝統工芸家や職人の工房の見学・交流機会と作品購入機会を組み合わせ提供するもの
- ・地域特有の食材の収穫体験・飲料等の製造現場見学等と購入機会を組み合わせたもの

【③規制改革型】

- ・通常非公開となっている文化財等の特別な公開・展示
- ・歴史的建造物等ユニークベニューにおける展示・飲食・宿泊等
- ・通常使用が制限されている国立公園等の区域を特別に活用した体験商品であるもの
- ・通常は利用者に開放されない時間帯（早朝や夜間など）に実施される特別な体験商品であるもの
- ・空港・港湾等の大型インフラ設備の特別な形での活用

(2) 販売に係る要件

- ・本事業期間内に、造成する体験商品の性質に応じた合理的な販路を確保した上で、当該体験商品のインバウンドへの販売を行ってください。なお、本事業期間中の販売価格に関しては、事業期間終了後においても当該体験商品を持続的に販売可能な価格設定としなければなりません。ただし、当該体験商品の販路拡大の観点から、中長期的な販売戦略に立脚した上で本事業期間中に限り特別価格とする等、社会通念に照らして妥当と認められる戦略的な価格設定を行うことを否定するものではありません。
- ・ターゲットに則した合理的な販路を確保するにあたって、海外の旅行会社等への販路を有しているDMC（Destination Management Company）やランドオペレーター等、ターゲットの市場ニーズ・適正価格等についてノウハウを持つ事業者を実施体制に組み込み、随時アドバイスを受ける等の工夫をしてください。
- ・販売する体験商品が旅行商品に当たる場合には、旅行業法に基づき体験商品を販売できる体制を構築してください。
- ・体験商品造成に際して使用する外国語については、販売のターゲットとする地域で使用されている言語と合致させてください。
- ・本事業期間後の事業継続を前提に販売・実施してください。

【販売に係る留意事項】

- ・域内消費を重視したサプライチェーンの構築に努めるとともに、次年度以降の自走化を図ってください。
- ・事業期間終了後においても中長期的に造成した体験商品を継続的に販売することを前提とし、その実現に必要な運営体制を構築してください。
- ・外国人観光客の支払の便宜のため、事前決済の導入や現地におけるキャッシュレス化を推進してください。
- ・地域のDMO等によるプロモーションとの連携を推進してください。

(3) 事業成果に係る要件

- ・事務局が指定する統一調査項目に従い、ウェブアンケートシステム又は現場での実地調査等により事業に係る効果検証等の調査を実施してください。
- ・補助事業終了後、補助事業の成果を記載した実績報告書を別途定める書類に添えて提出してください。

(4) 観光庁・事務局からの指示に係る要件

- ・観光庁や事務局からの指示について、適時適切に対応してください。

2-2. 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。

補助率：

1,000万円まで定額

1,000万円を超える部分については8,000万円まで補助率1/2

最低事業費：1,500万円（この場合自己負担額250万円となります。）

(1) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は、以下のとおりとします。なお、①の体験商品造成に係る経費が事業費の50%以上となるようにしてください。

① 前述の2-1. 補助内容(1). 造成に係る要件を満たす体験商品（以下「体験商品」という）造成に係る経費（人件費・旅費を含みます）。

- ・体験商品等の企画開発
- ・外国語ガイドの育成・確保
- ・有識者からの意見聴取
- ・インバウンドに精通したランドオペレーター、DMC等による体験商品の改善
- ・モニターツアーの実施とそれを踏まえた体験商品の改善
- ・体験商品の紹介、説明、案内等に関する多言語対応
- ・効果測定に必要な調査等

② 備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ 体験商品等の造成等に必要となる備品の購入や設備の導入
(体験商品等の造成に際して真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る。)

③ プロモーションに係る経費

- ・ 体験商品を販売するために必要となる写真・動画の作成、ウェブサイト、パンフレット等のインバウンド向けの情報発信のためのツールの作成・翻訳
- ・ 一般向けの動画の撮影やインフルエンサーの招聘など、造成した体験商品の認知拡大を目的とした一般向けの広告宣伝
- ・ 海外商談会への出展や体験商品に関するファムトリップの実施等、造成した体験商品の販売経路の確保に関すること

なお、事業期間内に、補助対象となった体験商品等の造成・販売等に要した総費用（補助対象として申請しなかった経費、補助対象外経費等を含む。）に対して、当該補助対象となった体験商品等が直接的に生み出した売上（当該体験商品等に付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった体験商品等の寄与分に限る。）が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から減額します（ただし、減額の上限を1,000万円とします。）。

(2) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は以下のとおりです。

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定前に発生した経費
- ③ イベントやレセプション、フォーラム等体験商品参加者以外の者も参加する行事本体の開催・運営に係る経費（当該行事に付随する体験商品等に係る経費はこの限りではない）
- ④ 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ⑤ 体験商品参加者が受益する景品の購入や割引に係る経費
- ⑥ 体験商品実施に係る直接的な原価
- ⑦ 補助事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑧ 本事業における資金調達に必要となった利子 等

(3) 補助対象経費の精算

- ・ 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和8年2月28日（土）までです。この期間内に、体験商品造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、遅くとも令和8年2月28日（土）までに完了実績報告書を含む、全ての精算書類（関係各社への支払証憑を含む）の提出を済ませるようお願いします。

- ・ 期間内に補助事業を完了できなかった場合は、対象経費の精算ができません。
- ・ 対象経費の精算は、事務局・観光庁双方で全ての精算書類を確認の上、事業終了後、約 1.5 か月の時間を要します。

(4) 留意点

- ・ 天災地変や感染症拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
- ・ 観光庁の他事業への重複申請は可能です。ただし、複数採択となった場合は、いずれか一方の申請を取り下げることとします。

Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子申請により提出してください。

(1) 申請書類の受付期間

受付期間：令和 7 年 2 月 6 日（木）～令和 7 年 3 月 14 日（金）12:00

※ 〆切時刻までに手続が完了するよう、時間に余裕を持って申請してください。

(2) 提出書類

以下の提出書類を申請ページより提出してください。

提出書類名	
事業計画書	様式 1
支出計画書	様式 2
事業実施スケジュール	様式 3
事業概要	様式 4
連携先の同意書	様式 5

(3) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する画像は公表可能なものを使用してください。なお、提供する画像は 1 MB 程度（1600 ピクセル×1200 ピクセル程度）、一目で見て被写体が何かわかりやすいものを推奨します。
- ・ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当

な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、不開示とする情報の範囲については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、観光庁長官が行う処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を記載した観光庁における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準に沿って決定されますので併せてご了承ください。

- ・ 応募書類一式に使用した内容(画像含む)の著作権は観光庁に帰属することとします。また、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。

IV. 補助事業者の採択

(1) 採択方法

- ・ 事務局及び有識者を含む委員会において、「(2) 審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で採択を行います。

(2) 審査の観点

提出された書類内容を以下の観点から審査します。

- ・ 体験商品の特別性・独自性
- ・ 海外販路の妥当性
- ・ 価格設定の妥当性
- ・ 消費拡大効果
- ・ 地域経済循環への貢献
- ・ 次年度以降の持続可能性

(3) 採択結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、4月中旬までを目途に、申請者に対して、順次結果の通知を行います。補助事業者は、通知時に別途指定する期間中に事業計画書、交付申請書及び支出計画書等の提出を行っていただきます。
- ・ 個別の審査結果に関する問合せにはお答えできません。

V. その他、重要説明事項

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認・ご理解いただいた上でご申請をお願いいたします。

1. 補助に関する注意事項

- (1) 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき実施されます。

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や 5 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。

応募書類等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。応募書類等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

- (2) 補助金交付決定の後でないと補助事業に着手できません。

補助事業者には、別途指定する期限までに補助金の交付申請を行っていただきます。審査の結果、補助金の交付（支払）対象として認められると、事務局から「補助金交付決定通知書」が補助事業者に送付されます。補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、精算後の補助金の支払いは、銀行振込方式です（小切手・手形による支払は不可）。

- (3) 補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更する際には、変更に係る契約前に、所定の「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

- (4) 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、補助金の支払いは行いません。

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業の完了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する「実績報告書」及び支出内容のわかる関係書類等を定められた期日までに提出しなければなりません。もし、定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、対象経費の精算が原則できませんので、必ず期日を守ってください。

- (5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて精算額を算出します。

- (6) 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置等の購入等、告示（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

(7) 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間（令和13年3月31日まで）、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(8) 国その他機関が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国その他機関が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。

(9) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者

- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

2. 個人情報の使用目的

本事業の応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の目的以外に使用することはありません。

- ・ 本事業における審査・選考・必要な事務連絡・資料送付等の事業の進行管理のため
- ・ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

3. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、採択を取り消します。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

- ・本公募要領や特設ウェブサイト等に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。
- ・応募書類等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反している場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。